

葉山町制施行 100 周年記念事業（町民主導型協働事業）取扱要綱

令和 5 年 9 月 15 日

葉山町政策財政部長伺い定め

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「町制施行 100 周年記念事業実施における方針」（以下「方針」という。）に定める町民等主導型協働事業として町民等が実施する事業（以下「記念事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称に冠する表示）

第 2 条 記念事業は、事業の名称に「葉山町制 100 周年記念」を冠する表示（以下「事業表示」という。）を行うものとする。

（記念事業の実施対象者）

第 3 条 記念事業を実施できる者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 複数の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所又は団体等で構成する事業共同体（以下「団体等」という。）
- (2) 葉山町暴力団排除条例（平成 24 年葉山町条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等が役員又は構成員となっていない若しくは密接な関係を有しない団体等
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
- (4) 事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

（申請）

第 4 条 記念事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明記した葉山町制施行 100 周年記念事業承認申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付のうえ町長に提出し、承認（以下「事業承認」という。）を受けなければならない。ただし、町（町の機関を含む。）が主催する事業その他町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業名
- (2) 事業目的
- (3) 事業内容
- (4) 実施場所
- (5) 実施期間
- (6) 事業支援の意向の有無

2 町長は、必要があると認めるときは、申請者から記念事業に関する資料の提出を求めることができる。

（承認）

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、事業承認に条件を付すことができる。

(事業承認の基準)

第6条 事業承認は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までの間に町内で実施される事業で、方針の目的に合致する場合に行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、事業承認を行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を助長するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とするおそれのあるとき。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与するおそれのあるとき。
- (5) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていないおそれがあるとき。
- (6) 行事等の参加者、その他関係者の利益を害するおそれがあるとき。
- (7) 町の信用や品位を損なうおそれのあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(承認の期間)

第7条 事業承認の期間は、原則として事業承認を受けた日から事業の終了日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

(事業支援)

第8条 事業承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、記念事業の実施において、町が行う広報活動、公共施設等の使用、その他町長が必要と認められる支援（以下「事業支援」という。）を受けることができる。

- 2 事業支援に係る使用等は、無料とする。
- 3 事業者が公共施設等を使用しようとするときは、当該公共施設等の使用に関して定めるところにより、使用の許可及び使用料の免除の手続きを行わなければならない。

(変更申請等)

第9条 事業者は、事業承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を明記した葉山町制施行100周年記念事業変更承認申請書（様式第2号）を遅滞なく町長に提出し、変更の承認を受けなければならない。この場合において、事業変更承認の決定には、必要な条件を付することができる。

- (1) 変更する内容
 - (2) 変更する理由
 - (3) 変更による影響
- 2 町長は、前項の事業内容変更承認申請書を受理した場合については、第5条の規定を準用する。
 - 3 事業者は、記念事業を中止する場合は、その理由を付して遅滞なく、町長に届け出なければならない。

(承認の取消等)

第10条 町長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、事業承認を取消し、又は事業支援を中止することができる。

- (1) 事業承認又は変更の承認の際に付した条件に反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することになったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により事業承認又は変更の承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき

2 町長は、前項の規定により事業承認を取消し、又は事業支援を中止するときは、その理由を付して事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により事業承認を取り消され、又は事業支援を中止された者（以下「取消者等」という。）は、事業表示の使用及び事業支援の享受をしてはならない。

4 第1項の規定による取消し若しくは中止に伴い発生する費用は、取消者等が負担しなければならない。

（補助金）

第11条 町長は、記念事業の実施にあたり事業者へ補助金を交付することができる。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、「葉山町制施行100周年記念事業（町民主導型協働事業）補助金交付要綱（令和5年9月15日制定）」に定めるところにより手続き等を行うものとする。

（実績報告）

第12条 事業者は、記念事業の終了後、実施状況を明記した実績報告書を30日以内に町長へ提出しなければならない。

（ロゴマーク等の使用）

第13条 事業者は、事業承認を受けたときは、「葉山町制施行100周年記念」の名称及びロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン（令和5年7月3日制定）第3の規定による承認を受けたものとし、記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズを使用することができる。

（庶務）

第14条 記念事業の取扱いに関する庶務は、政策財政部政策課において処理する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、記念事業の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する